

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 相続税更正処分等取消請求上告事件
国側当事者・国

平成30年7月10日棄却・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成30年1月12日判決、本資料268号-1・順号13106)

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成29年3月7日判決、本資料267号-39・順号12988)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成30年7月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 山崎 敏充

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 林 景一

裁判官 宮崎 裕子

当事者目録

上告人	甲
上告人	乙
上告人	丙
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	市本 大輔